

物 品 売 買 契 約 書（単価契約）（案）

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 物 件 名 | 喜良市・飯詰地区碎石購入（2回目） |
| 2 | 品質・規格・数量 | 別紙内訳書のとおり |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 円
（うち消費税及び地方消費税額の額 金 円） |
| 4 | 納 入 場 所 | 別紙内訳書のとおり |
| 5 | 納 入 期 限 | 令和7年10月31日まで |
| 6 | 契 約 保 証 金 | 免 除 |
| 7 | 特 約 条 項 | 別紙1のとおり |

上記の物品売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年6月23日に交付した物品売買契約約款によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 青森県五所川原市金木町芦野200-498
分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅

受注者

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第11条及び第12条により対応する。

内 訳 書

路 線 名	品 目	品質規格	数量 (m3)	m3当たり 単 価 (円)	契約金額 (円)	備 考
相野股林道	C-80	0～80mm	28			運搬費を含む
相野股林道	割栗石	50～150mm	7			運搬費を含む
小田川林道	C-80	0～80mm	14			運搬費を含む
喜良市川林道	C-80	0～80mm	28			運搬費を含む
金兵工林道	C-80	0～80mm	14			運搬費を含む
常家戸沢林道	C-80	0～80mm	14			運搬費を含む
常家戸沢林道	割栗石	50～150mm	14			運搬費を含む
作左工門林道	C-80	0～80mm	14			運搬費を含む
作左工門林道支線	割栗石	50～150mm	7			運搬費を含む
計					0	
消費税額					0	10%
合 計			140		0	

物 品 売 買 契 約 書（単価契約）（案）

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 物 件 名 | 金木・中里地区碎石購入（2回目） |
| 2 | 品質・規格・数量 | 別紙内訳書のとおり |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 円
（うち消費税及び地方消費税額の額 金 円） |
| 4 | 納 入 場 所 | 別紙内訳書のとおり |
| 5 | 納 入 期 限 | 令和7年10月31日まで |
| 6 | 契 約 保 証 金 | 免 除 |
| 7 | 特 約 条 項 | 別紙1のとおり |

上記の物品売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年6月23日に交付した物品売買契約約款によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 青森県五所川原市金木町芦野200-498
分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅

受注者

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第11条及び第12条により対応する。

内 訳 書

[illegible]

物 品 売 買 契 約 書（単価契約）（案）

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 物 件 名 | 薄市・今泉・太田地区碎石購入（2回目） |
| 2 | 品質・規格・数量 | 別紙内訳書のとおり |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 円
（うち消費税及び地方消費税額の額 金 円） |
| 4 | 納 入 場 所 | 別紙内訳書のとおり |
| 5 | 納 入 期 限 | 令和7年10月31日まで |
| 6 | 契 約 保 証 金 | 免 除 |
| 7 | 特 約 条 項 | 別紙1のとおり |

上記の物品売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年6月23日に交付した物品売買契約約款によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 青森県五所川原市金木町芦野200-498
分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅

受注者

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第11条及び第12条により対応する。

内 訳 書

路 線 名	品 目	品質規格	数量 (m3)	m3当たり 単 価 (円)	契約金額 (円)	備 考
金平林道	C-80	0～80mm	21			運搬費を含む
今泉母沢林道	C-80	0～80mm	35			運搬費を含む
砦茸林道	C-80	0～80mm	14			運搬費を含む
湯の沢林道	C-80	0～80mm	14			運搬費を含む
長根山林道	C-80	0～80mm	14			運搬費を含む
冷水沢林道	C-80	0～80mm	14			運搬費を含む
計						
消費税額						10%
合 計			112			

物 品 売 買 契 約 書（単価契約）（案）

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 物 件 名 | 小泊・市浦地区碎石購入（2回目） |
| 2 | 品質・規格・数量 | 別紙内訳書のとおり |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 円
（うち消費税及び地方消費税額の額 金 円） |
| 4 | 納 入 場 所 | 別紙内訳書のとおり |
| 5 | 納 入 期 限 | 令和7年10月31日まで |
| 6 | 契 約 保 証 金 | 免 除 |
| 7 | 特 約 条 項 | 別紙1のとおり |

上記の物品売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年6月23日に交付した物品売買契約約款によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 青森県五所川原市金木町芦野200-498
分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅

受注者

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第11条及び第12条により対応する。

内 訳 書

路 線 名	品 目	品質規格	数量 (m3)	m3当たり 単 価 (円)	契約金額 (円)	備 考
桂川林道	C-80	0～80mm	28			
山王坊林道	C-80	0～80mm	21			
山王坊林道	割栗石	50～150mm	14			
四ッ滝林道	C-80	0～80mm	21			
四ッ滝林道	割栗石	50～150mm	14			
計						
消費税額						10%
合 計			98			